

## 「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する 意見書

道路は、市民の日常生活や経済活動に欠かすことが出来ない最も基本的な社会資本であり、多くの市民より、その整備に強い期待が寄せられているところである。

しかしながら、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路、生活道路の整備や通学路の安全対策、更には既存道路インフラの老朽化対策など、緊急課題が山積している。

また、本市に於いては、近隣市との連携を強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的発展を支える道路整備を進めているが、いまだ未整備の道路が多く、ネットワークが不十分な状況である。

このような状況に於いて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成30年度から低減されることは、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響を生じることになる。

つきましては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備を促進するため、下記の事項を強く要望する。

### 記

1. 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について、安定的かつ十分な予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	野田	聖子	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿
衆議院議長			殿
参議院議長	伊達	忠一	殿

静岡県藤枝市議会  
議長 西原 明美